

# 1930年「中原大戦」と東北・華北地域政治の新展開

西村 成雄

## はじめに

- I . 「東北区財政会議」からみたリージョナル・イシュー
- II . 華北財政統合をめぐる東北政務委員会と国民政府  
むすび

## はじめに

1930年9月18日付、張学良の「維護和平」通電によって、中原大戦は事実上の終結をむかえた<sup>(1)</sup>。張学良は蒋介石の主導する中華民国国民政府の政治的正統性を支持し、その正統性を拒否し別に国民政府を樹立しようとしていた閻錫山、馮玉祥、汪精衛らの反蒋介石連合勢力を否認する立場をとった。張学良は、同年11月12日から18日に開催された中国国民党第三期四中全会に参加し、中央委員待遇を与えられ、これより先10月9日には国民政府陸海空軍副総司令職に就任し、北平に行営設立を準備しつつあった。それは、反蒋介石連合勢力としての閻錫山らの「国民党中央党部拡大会議（30年3月）」派の勢力範囲を、張学良が政治的に相続することを意味していた。翌1931年はじめにかけて華北地域を政治的に接収することになった。東北政務委員会は、河北省、山西省、察哈爾省、北平市、天津市の三省二市をその支配

下に置いた。このような新しい支配領域における行財政政策の展開という側面からみると、東北地域と華北地域の政治的統合というリージョナルな政治的意思と、国民政府レベルの東北政務委員会に対するナショナルな政治的統合への意思という交錯する二つの政治空間がとらえられる。そこで、まず中原大戦後の東北政務委員会のもとで形成されつつあった華北を含めたリージョナルな政治空間とその行財政政策の展開過程を、遼寧省檔案館蔵「全宗J C 10、奉天省長公署、東北政務委員会（行字第12号）」の「92案卷、東北区財政会議（民国20年）」から再構成してみよう。

## I . 「東北区財政会議」からみたリージョナル・イシュー

「東北区財政会議」の会議録は、張学良の出席した1931年1月26日の開会式と第1次会議から、第11次会議（2月7日）までが確認されている。ただし、第2次会議から第5次会議までと、第10次会議の記録は未確認のため、欠落部分として残ざるをえない。

さて、財政会議第1次会議への出席者と欠席者は次のとおりであった。

(1) 「中原大戦」については、さしあたり、陳進金『地方実力派與中原大戦』国史館、2002年、および、康

越「中原大戦期における張学良政権と国民政府」『現代中国研究』第14・15号、2004年9月、を参照。

出席会員	主席	張學良
	秘書長	吳恩培
	遼寧省政府主席	臧式毅
	察哈爾財政府長	文光
	河北財政特派員	苟有岩
	河北財政府長	姚鉉
		吳鶴代
	熱河財政府長	姜承業
	黑龍江財政府長	閻作屏
	吉林財政府長	榮厚
	遼寧財政府長	張振鷺
	辯業銀行總裁	彭賢
	東北政務委員會財務処長	魯穆庭
	兼東三省官銀號總弁	
	東三省官銀號會弁	吳恩培
	天津市財政局長	劉亥年
		屠潮代
欠席会員	山西財政府長	仇曾詒
	北平市財政局長	王韜
	東省特区行政長官公署派員	宋汝賢

開会典礼では、張學良が大要次のような演説を行なった。今回の財政会議には、冀晋察遼吉黒熱の七省と北平・天津二市およびハルビン特区の財政代表、関係者が参加し共同討論を行なうが、その唯一の目的は「一致して中央政府の財政革新の政策を遵奉すること」にある。とくに財源となる賦税制度の改革が重要で、「釐金制度は、とくに民を疲弊させる悪税であり、今日、中央政府は毅然として廃止し、対外的には関税自主を実施し、対内的には近代的良法を施行し、新税を創設する…一度徵稅の後は二度徵稅せず、かつ税率の妥当性と人民の負担は平均するようにし、また、予算制度の実施や中央税地方税の区分を行うこと、これらが刷新の主旨

である」と強調しつつ、財政支出の抑制と附加税の過重を改善することが共通の第一の課題だとした。さらに、孫中山総理の建国方略・建国大綱にもとづき、今日の「訓政」段階にあっては「中央政府の財政革新政策を遵奉し、惡税はすでに一律廃止し、新税は施行されたばかりで、かつ多くは中央に所轄されている…ただ、収支適合の原則にもとづいてのみ無益の経費を削減し、有用の需となしうる。侵蝕せし私を杜ぎ「公家」の用に充てる。建設経費に充当すべきこそ中心的課題である」と述べ、「中央政府の財政革新政策」を「収支適合の原則」のもとで実施すべきだとした。また、幣制問題についても、「現在のところ、ただちには統一しがたく、金融の現状もそれぞれに歴史的経緯がある。しかし、いずれも財政こそ中心的課題であり財政の整理が軌道にのれば、金融もしだいに安定し、幣制の統一的改革も期待しうるであろう」と論及し、財政金融政策の重要性と、各地域の歴史的経緯をふまえた幣制改革をも展望していた。

この張學良演説は、1930年12月3日の国民党中央政治会議での東北情勢報告とあわせて考えると<sup>(2)</sup>、明瞭に国民政府との財政的統合を志向するものであるとともに、東北政務委員会という中央政府と省政府の中間的位置にある地域的政治統合組織体として、中央政府に対するある種の「自律性」を主張する側面をあわせもつものであった。東北政務委員会の政治的二重性が如実にあらわれていた。とくに税制の問題は、まさに国民政府としての「革新財政政策」の重要な一環であった「釐金廃止・營業税導入」という方針を、各地方政府の側がどのように受容するのかという現実的な問題として対中央交渉が展開していたことに関連していた。この点

(2) 秦孝儀主編『中華民国重要史料初編、対日抗戦時期、緒編(一)』中国国民党中央委員会党史委員会、

はすでに別稿で論じたのでここではふれない（3）。

ところでこの財政会議には「審査会規則」8カ条があり、本会議で決定できない場合審査会に付託するものとしていた。審査会は甲・預算組、乙・賦税組、丙・泉幣組の三組に分かれ（第3条）、それぞれ5人の会員から構成され（第5条）、最終的には3人の署名により有効となり（第7条）、それは3日以内に大会本会議に提出するものとしていた（第6条）。各審査会メンバーは次のとおりであった。

預算組	魯穆庭	張振鷺	栄厚	王韜
	姚鉉			
賦税組	荊有岩	張振鷺	栄厚	閻作屏
	姜承業			
泉幣組	文光	彭賢	吳恩培	寧恩承
(幣制問題)	魯穆庭			

東北地域および華北地域の財政金融政策の立案にかかわる責任者を網羅した布陣とみることができ、この財政会議は東北辺防軍・副総司令官行營とならんで、実質的にみて張学良を主席とする東北政務委員会の中枢機関を構成していた。

そこで、財政会議の審議内容について論及しておこう。

財政会議第6次会議記録（民国20年2月2日）によれば、出席会員は、第1次会議出席者のうち張学良を除き、第1次で欠席していた山西財政府長仇曾詒、北平市財政局長王韜、東省特区行政長官公署財務処長宋汝賢、および辺業銀行總稽核（監査役）寧恩承を含み、15人の参加であった。遼寧省政府主席臧式毅は「請假」欠席であった。会議は張振鷺が主席となり、以下の議題討論と決議がなされた。

まず、第5次会議からの継続審議をみると、

（3）拙稿「中国東北における釐金廃止・營業税新設政策と日本奉天商工会議所—『満洲事変』前夜の日中

第15項「東北各省区市における麵粉（製粉工業）、磁器工業、啤酒（ビール工業）、造紙（製紙工業）、製畳（ソーダ工業）で、免税期間内にあるものは、今後營業税および特殊消費税に改め、従来の免税原案を一律廃止し、新税制を実施すべきかどうか。」

決議 「原案の品目の内、磁器・造紙・製畳三項は、其の工芸なお幼稚時代にあり、いずれも免税原案を維持する。ただ、啤酒（ビール）は、免税期間終了につき延長はなく、麵粉は統税の免税はないものとする。」

第15項議題の主題は産業保護政策をめぐる問題であり、「幼稚産業」の育成という輸入代替工業化戦略との関連で磁器、製紙、ソーダ生産は免税措置をとり、ビールと製粉はすでに「幼稚」段階を超えた産業へと発展しつつあったことになる。東北地域における産業発展段階を象徴するものであった。

第16項「財政部は国税と地方税を制定しているが、東北各省区市には、該当するものもあり、該当しないものもある。旧税と新税のうち、新税はなお制定されていない。新税としての所得税、遺産相続税、市地（地）税、使用人税、使用物税などは、財政部が国税、地方税を区分し、各省で実施するよう指導している。東北各省区市にあってなお制定していない新税は財政部案にもとづき一挙に制定しうるが、ある新税は実施せず、また各省で独自に実施したり、政務委員会で統一的章程を公布して実施するものとする。」

決議 「所得税、遺産税は、すでに議決しており、市地税は遺産税にくり込み、一定期間試行する。使用人税と使用物税は、しばらく実施をみあわせ、『弁理章程』を栄厚府長が起草後再度検討するものとする。」

経済関係の一側面—」衛藤瀧吉編『共生から敵対へ』東方書店、2000年。

第16項議題は、国税と地方税の区分と新旧税のとりあつかいに関する議題で、所得税や相続税は実施すみで、市地税（地税）は相続税にくり込んで試行することとし、使用人税と使用物税はしばらくみあわすこととなつた。税収体系の再整備が国民政府税制との関連で実施されつづつあった。

第17項「東北各省区市にあっては、すでに裁釐（釐金廃止）にともなう損失額の統税への転嫁額、損失額の特種消費税への転嫁額、免税による損失額などを列挙し、同時に、営業税の所得額、統税の所得額、特種税の所得額、新統税の所得額を列挙し、所得額から損失額を差し引き、損失実額を確定する。報告書にもとづき財政会議で審査すべきかどうか。」

決議 「報告書作成を督促し、財政会議に送付させ、整理後再度財政会議に諮り議決するものとする。」

第17項議題は、裁釐（釐金廃止）に伴う損失額についての調査を実施することにあった。第6次会議での新たな議題は3項あり、次のような内容であった。それは中央政府の政策が、地域財政にどのように影響するのかが明瞭に示される重要な政治的争点となっていた。

第1項「損失税額は、すでに確定した。各省は、最近の年度預算案にもとづき、収入補填額、あるいは支出節減額を提案し、財政会議で査定する。」

決議 「提案にもとづき、預算各費目一覧の作成を督促し、整理後、財政会議で審議する。」

第1項議題は、損失税収額を確定し、最近年の預算案と対照させて不足分をどう補填するのか、また、支出をどう節減するのかを検討することであった。

第2項「補填方法や節減方法について、財政会議が短時間で査定困難なら、一定期間内に各省委員会に差しもどし査定させ、東北政務委

員会による査定認可により実施する。」

決議 「補填および節減方法は、各省預算費目の詳細を一覧化し、財政会議から副司令に査定を申請するが、早急に関係書類を送付すること。」

第2項議題は、損失税収額の補填と節減の具体額を張学良副総司令に送り判断をあおぐものとすることとなった。あきらかに、国民政府の釐金廃止と営業税新設政策などとの関連で、東北政務委員会レベルでの対応が論議され、かつ早急に解決を迫られていたことが読みとれる。

第3項「財政部制定の営業税大綱第5条に、各省での営業税徴収は、営業税評議委員会を設置し、その委員は徵稅官吏、および商会代表、さらに指定された会計士がこれにあたる。この規定は現実的にみて必ずや官商紛糾をきたすことになるため、何らかの方法で商側の新税拒否を防止するものとする。」

決議 「審査に付し、審査後は公布しないものとする。」

第3項議題は、営業税導入をめぐる商人側の動向に対応して、「官商争執」の可能性を推測しつつ何らかの対策が必要なことを議論したもので、「非公開」としてとりあつかう処理をとつた。

第7次会議は1931年2月3日に開催され、「請假会員遼寧省政府主席臧式毅」を除き15名が出席した。

討論事項は、第6次会議の継続審議として、次の議題がとりあげられた。

第4項「統税特税について、東北各省レベルでの実施の場合、統税のあらゆる事務は、財政部からの財政特派員か、あるいは各省の財政庁長が責任を負うことになる。その場合省府の委任か、あるいは東北政務委員会の委任となるのかどうか。」

決議 「まず各省レベルで実施し、その後、東北

政務委員会と財政部命令に従うものとする。」

第4項議題は、徵稅事務管轄権をめぐる問題で、東北政務委員会レベルと各省レベルとの対応をどう調整するかという点に意見の相違があり、ある者は政務委員会委任が妥当と主張したが、まず各省で管轄すべきことが確認された。

第5項「統稅の実施にあたっては、専門部局を設置し、その名称を遼吉黒熱某区統稅局とするか、あるいは税種によって某貨統稅局と称するか、あるいは単に統稅局とするか。」

決議 「暫時各省の財政庁に統稅科を設置し、あらゆる徵収事宜は所属の税局と兼任とする。」

第5項議題は、統稅徵収機関の設置についてであったが、さしあたり、各省の財政庁内に設置されることとなり、稅務管轄は各省のレベルで対応することとなった。

第6項「特種消費稅や營業稅実施も必ず専門部局を開設し、各省の旧来の税区にもとづき、旧来の税捐徵収局を某県某地方特種消費稅局と改名するか、あるいは某県某地方特稅局として兼ねて營業稅を徵収するか、あるいは某県某地方營業稅局として兼ねて特稅を徵収するか、あるいは特稅營業稅名を付けず、簡単に某県某地方税局と称するか。」

決議 「部局名称は、某県某地方税局を基準として必ず某某稅の名称を冠することとし、各省で適宜酌量し実施するものとする。」

第6項議題は徵稅機關名称問題にすぎないようみえるが、税目を冠するかどうかは「各省」の判断によるという対応のなかに、垂直的行財政統合過程における政務委員会との緊張関係の一局面を見る必要があるといえよう。

第7項「營業稅を徵収する特稅局は、必ず局長を任命するが、旧来の規定により、特派員あるいは財政庁長が選任し、省の認可を得るべきか。あるいは省のチェックを受けた後政務

委員会の認可を得るべきか、あるいは省政府と政務委員会の委任とすべきか。」

決議 「税局の局長は、旧来の規定により特派員あるいは財政庁長が選任するものとする。」

第7項議題は、營業稅徵収の特稅局長の任命という人事権にかかるもので、いわゆる「肥缺(有力ポスト)」の配分をめぐって、従来通り、財政特派員と財政庁長の間で選任するということとなった。

第8項「各省は従来分局あるいは分卡を設置してきたが、裁撤すべきは裁撤し、合併しうるものは合併し、その名称は一律に分局とし、地名を冠すべきか、あるいは第一、第二と冠すべきか、また、浙江省のように検査処、あるいは稽徵処と称すべきか。」

決議 「一律に分局とし、地名を冠するものとする。」

第9項「統稅特種消費稅について税票を発行する場合、旧来の規定により、各省財政庁が作成するか、政務委員会が作成し財政庁が使用すべきか。」

決議 「統稅および特種消費稅の税票は、各省財政庁による作成とするが、フォームは一律とする。」

第8項、第9項議題とも徵稅事務にかかる問題であったが、とくに第9項では各省政府と東北政務委員会の管轄権限をどう位置づけるのかという行政機構システムのあり方をめぐる認識が前提となっていた。中央政府と地方政府との中間的行政機構としての東北政務委員会のある種の不安定性が示されていたといえよう。

第7次会議では、第9項の審議終了後、ひきつづいて各会員からの提議があり、そこには黒龍江財政庁長、政務委員会財務処長、熱河財政庁長、辺業銀行總稽核らからの議案が出されていた。ここでは、辺業銀行總稽核寧恩承の2つ

の提議をめぐる議論についてみておきたい。

「東北各省において中国および西洋の財政専門家を招聘し、財政設計委員会を設置する案」という寧恩承提案の主旨は、中央政府には「設計委員会」が組織され9人の外国人顧問が招聘され成果をあげているとして、主に外国人を招聘して「設計委員会」を組織し財政問題の研究解決をはかろうとしたことにあった。しかも、東北政務委員会レベルでの組織化を考えており、政務委員会の政策立案能力を外国人顧問の招聘を通じて向上させようとするものであった。これは、前年1930年に発足し年末に報告書をまとめた東三省金融整理委員会での活動にもとづく経験を拡大した提案にはかならなかつた。

ところが審議の過程で、主席の吉林財政府長栄厚は、こうした設計委員会設置には賛成であるが、各省財政府内にはすでに財政委員会があつて隨時研究しておりすでに実施すみだと主張し否定的見解を述べた。遼寧財政府長の張振鷺も、国税には財政部設計委員会があり、各省レベルで外国人を招聘することは事実上困難であろうという判断を下した。さらに、河北財政特派員荀有岩は、「地方税は各地方で研究し、国家税は財政部案で対応すべきで、財政部には設計委員会がある以上、地方には不要だ」と述べ、また、「もし必要なら各省財政府が設置する方がよく、政務委員会レベルの設置は中央にとって問題が生じかねない」と主張し、各省レベルの既得権益確保と、中央政府からみて政務委員会権限の増大をもたらすこうした政策は採るべきではないとした。そして、決議では、「この提案は、各省区市財政主管機関において専門家を招聘し、それぞれに委員会を組織するもの

とし、各省共同の組織としての設計委員会は暫時延期する」として見送られることになった。

この議論は、第一に、東北政務委員会という行政組織が、中央政府との関係のなかではなお不確定な政治的位置にあることを示しており、第二に、各省の権限との関係においても各省レベルの抵抗があることを示している。つまり、ここには中央と各省、中央と政務委員会、政務委員会と各省の三者関係がなお定型化されていない過渡的性格が刻印されているといえよう。とくに、東北・華北の七省二市を統括する政務委員会レベルの財政会議そのものが先例をひらく経験であったことと、これが中央政府との関係でどのような位置にあるのかはなお不明確であったからである。東北政務委員会のこの不確定性は、逆に中央政府による政治統合の制度化への模索を意味するとともに、その後、1931年12月末の西南政務委員会の成立を許容する先例ともなった<sup>(4)</sup>。

そのもとで、寧恩承の次の第二の提議「各省区市は金庫制度と新式の官庁会計法を導入し、積弊を除去する案」も見送られることとなった。寧恩承は金庫制度や新式官庁会計法の研究と実施は「設計委員会」があれば解決すると強調し、さらにそうすれば「各徵收機関の不正行為は減少させることができる」と主張した。これに対し、栄厚は、「現在、遼寧省は東三省官銀号が代理省庫であり、吉林省は永衡官銀号が代理省庫であり、黒龍江省は廣信公司が代理省庫となっている。金庫制度は従来からの中央政府の規定により取り扱っており、その手続も完備している。会計法も新式官庁簿記を採用しているが、ただ各県の税局はなおその段階には到っていない」と結論づけ、提案にいう「将来の進

(4) 東北政務委員会の「臨時」的性格をめぐる政治的矛盾については、康越「張学良政権下における政治機構—東北政務委員会を中心に—」『東アジア研究』(大阪経済法科大学アジア研究所) 第37号、2003年、

を参照。なお、西南政務委員会に関しては、拙稿「国民政府形成期における政治統合のダイナミズム」『シリーズ中国領域研究』第11号、1999年、を参照。

歩」を求めるとする主旨を否定した。他の会員からも、財政庁は「会計法」に従って処理しているとの反論が出された。こうして、決議では「この提案は、各省区市の財政主管者の参考とする」こととなった。

寧恩承の提議の核心は東北政務委員会レベルの独自な「東北設計委員会」の設置にあったが、これは張学良に収斂する政治的求心力の表われであり東北地域社会のひとつの方向性を示すものであった。もちろん、東北各省、華北各省市の遠心力が働いており、その結果、寧恩承の二つの提議はいずれも却下されることになる。しかし、1931年2月5日の第9次財政会議で河北財政特派員荊有岩が提議した「東北金融を統一し国民経済の発展を図る案」は、あきらかに、東北全体の金融政策の立案という新たな課題に対応するものであった。

荊有岩提案は次のような内容を含んでいた。第一に、一国の国民経済発展のためにはまずその金融的基盤を強化しなければならず、さらにそのためには「権力を集中し、十分なる資本をもつ中央銀行」が不可欠である。この中央銀行は銀行券発券の独占権をもち、貨幣統一と信用強化をはかり、一般の金融機関に対しては監督指導する地位にあり、調整と救済の全責任を負うものである。これが、東西各国における中央銀行にほかならない。

第二に、中国では領域が広く、各地の金融情勢はきわめて複雑で、一挙に全国をある銀行のもとに統一できない。地方の状況を斟酌すれば、先づ数省区を聯合させ中央銀行の性質を備えた地方銀行を設立して全国中央銀行の先駆とする。

第三に、近年来、東北各省の国民経済は疲弊の極にあり危機的状況にある。その主な原因是金融の紊乱にあり、その原因是統一的金融機関の欠如にある。東北各省の金融機関は「散沙」

のようで「紙幣繁雜」にして信用はきわめて不安定となっている。根本的な救済のためには、各省を統一した中央銀行の性質を備えた基盤の強固な金融機関を設立する必要がある。

第四に、具体的にはまず東北各省の省立金融機関を統合する。吉林の永衡官銀号、黒龍江の廣信公司、河北の河北省銀号などをすべて東三省官銀号に統合し、新たに中央銀行的地方銀行を設立する。本店は遼寧とし支店を各省に設置する。その後、基金を集め銀行券を各省に流通させ「法定価格」をもって各省の「複雑紙幣」を回収し、その他の民間銀行には発券させない。こうすれば東北各省の金融は統一され、省間商業貿易はさらに発展するであろう。

第五に、この中央銀行的地方銀行は、一方では国庫・省庫の代理義務を負い、他方では発券独占の特権をもち、一般市中銀行に対し監督指導を行ない、金融恐慌を未然に防ぎ、発行額を調整し、金融の安定を図る。これは「營利」を目的としていないわけで、従来のような各省の省立金融機関の附属営業機構は一律禁止すべきである。

このような五点にわたる河北省も含めた「東北金融統一案」に対し、以下のような議論が出された。

まず、荊有岩が議案の説明を行ない、東北地方に中央銀行的地方銀行を設立し、そのもとでの幣制の統一をはかるべきことを主張した。これに対し、第9次会議主席の辺業銀行総裁彭賢は、将来中央銀行が中国の紙幣統一を実施し各省都にその支店が設立されるのは当然である以上、東北に自分で設立する必要はない、と反論した。荊有岩はこれに対し、中央銀行が設立されるのを待っていては人民の苦痛は除去できないとしたが、彭賢は、東北には日本側の金票以外に、8～9種類の紙幣があり、また地方各銀行、政府とも巨額の負債があるもとで、大銀行

に改組するとしてどのように返債するのかと質問した。これに対し、寧恩承は、中央銀行には二種類あって、アメリカではそれぞれの地域の「分区銀行」が一つの中央銀行を組織し、ヨーロッパでは各国に一つの中央銀行がある。中国の場合、土地が広大なのでアメリカの制度をとるべきであろう。また、金融と財政は因果関係にあり、中央銀行があれば、物価は調節され、為替レートにも有利であると主張した。政務委員会財務処長兼東三省官銀号総弁の魯穆庭は寧恩承の意見に道理があると賛意を表しつつも、東北の政治状況からみると漸進策をとるべきだとし、ここではすぐに解決できぬのではないかと述べた。寧恩承は再度、東北でも将来必ず実現すべきだと述べ、彭賢も、政治的統一は将来幣制統一を実現するだろうと応えた。最後に、魯穆庭は、本提案についてはすでに組織されている金融整理委員会に審議を付託するとして、決議も「幣制の統一は原則的には実施すべきであるが、なお詳細な研究が必要なため、金融整理委員会に付託し長期的に審議する」と結論づけた。すでにこの頃（1931年初頭）、遼寧省での幣制改革による現大洋票の流通範囲は増加し、全流通量の67%を占めるに至った。こうした展開は、吉林省や黒龍江省でも哈大洋票の信認が増加しつつあることとも関連しあっていた。

こうした文脈からみて、東北・華北を含む財政会議の1931年冒頭の開催は、一方で、東北政務委員会の華北への政治的影響力と財政的基盤を拡大するリージョナル・イシューとしての側面をもち、他方で、東北地域そのものを中心とした財政金融統一を志向する政策立案を提起し

うるほどの資本主義的経済発展を前提とする段階にあったといえるだろう<sup>(5)</sup>。

## II. 華北財政統合をめぐる東北政務委員会と国民政府

そこで次に、同じく、遼寧省檔案館蔵の「全宗JC10、奉天省長公署」「4824案卷、平津等処財政整頓案」に残された記録から、主として河北財政特派員荊有岩の華北地域の財政統合政策の一局面を復元してみよう。これは上記財政会議開催に至るまでの前史ともいべき国民政府と華北における政治的統合の緊張関係というナショナル・イシューを読みとることができるだろう。

遼寧省檔案館所蔵の案卷4824「平津等処財政整頓案」は「關於華北財政整頓案」とも称され、すでにふれた1931年1月26日からの財政会議前までに華北地域へ進駐し接収の任にあたった当事者間のやりとりが含まれている。ここでは、張学良への報告電報を中心に、華北接収過程とその財政的統合政策の実態の一部をとりあげてみたい。

1930年末から31年初にかけての財政問題の焦点は、国民政府中央の釐金廃止政策がどのように東北政務委員会や各省に緊張関係をはらみながら受容されようとしていたのかに示されていた。なぜなら、その政策は各地域の税収問題と直結していたからであり、東北政務委員会の管轄する東北四省と華北三省二市もその例外ではなかった。とくに、河北財政特派員として派遣された東北政務委員会メンバーの荊有岩は、行政組織上、中央国民政府行政院財政部系列に属し、同時に張学良の指揮下にあるという二重

(5) 東北における金融幣制統一政策とその実態については、拙稿「張学良政権下の幣制改革—『現大洋票』の政治的含意—」『東洋史研究』第50巻第4号、1992年3月、および、同上「中国域内『周辺部』における通貨統合一滿州事変前夜の『哈大洋票』」松田武・阿河雄二郎編『近代世界システムの歴史的構図』溪水社、1993年、を参照。

性を帯びざるをえない政治的立場に置かれていた。

1931年1月5日付の荊有岩から天津の張学良副総司令宛の電報は大略次のように提案していた。裁釐（釐金廃止）が実施されたあと、棉紗・火柴（マッチ）・水泥（セメント）の統税に転換する作業にとりくんできり、また所得税など新税に関しては河北新税準備委員会を新設し検討等を加えたく、遺産税（相続税）についても6ヶ月以内に原案を作成する予定ですすめたい、と。これに対し、天津の張学良は10日付でこう指示した。所得税や遺産税の準備は当然行うべきだが、これは全国的なものなので、河北省の財政部特派員公署から財政部に建議し法制化をはかるのが妥当である。また、財政会議に提案して討論するのがよい、と。

ここでいう財政会議については、1月7日付瀋陽滯在中の張作相が張学良に、東北三省の裁釐をどうすすめるのか、税収減をどう補填するのかについて早急に東三省財政主管者を瀋陽に召集し討論した上で、決裁を仰ぎたいと電報していた。9日付張学良の張作相（輔帥）宛返電では、「三省財政会議の召集は必要」と述べ、三省財政会議開催が本決まりになった。その後、開催準備のなかで、東北三省だけではなく東北政務委員会管轄の新たな華北地域の財政庁責任者を含む財政会議（1月26日）が開催されることになった。

さて、裁釐にかかる新税徵收問題について、北平の荊有岩は1月5日付で特種消費税徵收にあたっての基準四項目を張学良宛に提案し、張学良も7日付返電の中でこれをすでに財政部に転電したことを伝えた。第一は、「省内あるいは省外への搬出は、特稅貨品の徵收とし、一回限りの生産販売併徵とする」、第二は、「国外への輸出は特稅貨品の徵收とし、原料と生鮮物は一律に徵收する」、第三は、「国外からの輸

入は特稅貨品として徵收し、河北省所轄の港からの直接輸入は、海關進口（輸入）税を徵收するとともに、特稅を徵收する。ただし、すでに他省において特稅を徵收すみの再輸入は免税とする」、第四に、「他省からの輸入は特稅貨品の徵收とし、未徵收の場合は徵收する」。このような税制度の切り換えに伴う現場での対応については、張家口駐在の察哈爾省政府劉翼飛主席に対する張学良の指示（1月7日付）でも、特稅徵收準備は河北省の特派員の荊有岩と協議されたいとしていた。それは「天津海關監督公署」の場合もそうであり、河北省政府王樹常主席の張学良宛電報（1月6日付）にも示されていた。北平稅務監査公署も、31年1月1日付裁撤命令の引きつぎの指示を張学良に求め、河北省の財政特派員に移交する手続を求めていた。三項の特稅（棉花・火柴・水泥）はすでに国税として規定されていたことから、これらの徵收は今後河北財政特派員公署がとりあつかうことになったからである。

また、捲菸税（タバコ税）も国税化されることになったことについて、30年12月30日付で財政部長宋子文は、張学良宛に次のような電報を送っていた。「東三省および河北のタバコ税収は中央に統一するという原則ですでに同意を得ているが手続中である。現在、中央のタバコ税剩余金で基金をつくり公債として庫券6千萬元を発行し、券面価格1千万元とし、兄（張学良）に利用いただきたい」と。これは、国民政府中央の東北政務委員会側へのある種の譲歩を示しており、一挙に国税化することによる各省の抵抗と稅收率の低下を防ぐ目的で、中央の権限で稅收の再配分を通じて政治的統合のシンボルとしての意味を付与させるものでもあった。しかし、これに対して河北財政特派員の荊有岩は張学良の決裁を仰ぎつつ、以下のような批判的コメントを残していた。「タバコ税手続は統

一され、実施されるだろうが、将来、税収は実質的に留用すべきか、あるいは財政部に回収されるのか、毎月に再度協議し交付されるのか。東北各省の毎年当りタバコ税は千万の単位の収入であったのが、今日僅かに一千万の公債のみでとうてい足らない状況にある。つまり、庫券（公債）による中央からの交付金として今後、毎月わが方に支給されることになるのかどうか、不明確だと批判した。

しかし、大勢は動かしがたく、30年12月26日付宋子文の張学良宛の徵稅機構再編要請についての問い合わせに、張学良は基本的に同意するにいたる。すなわち、宋子文の電報はこう述べていた。「各省の菸酒と印花の両局はすでに合併改組し、四中全会の『刷新政治』議案原則にもとづき、経費を節減し、河北菸酒印花の両局を整理し、各省と同時に印花菸酒税局に編成し一本化する。一本化については、すでに賛同いただき、次に該局の正副局長は、菸酒印花両局局長を合併後の正副局長にする件御指示いただきたい」。国民政府は河北の菸酒と印花の両局を合併し、印花菸酒税局とするに際し、人事権を中央が保持しつつも、との人事を異動させないという対応を示していた。張学良もこれについて12月29日付で承認を与えていた。これと同じ事態はすでに12月21日付、荀有岩の張学良宛電報にもあらわれていた。すなわち、荀有岩は12月20日付宋子文からの電報を受けとったが、そこには、河北省の統稅事項は「特派員」に責任をもたせると表明されていたが、同時に2人の中央派遣の人員に援助せざるとしていた。これに対して荀有岩は、河北省の統稅はすでに麵粉を除いて実施していること、そのうえに財政部から2人の援助があるのは「徵稅權限」にかかる問題であり、かつ、かれらと相談することが果たして妥当か裁決を仰ぐとした。張学良は、12月27日付返電で「財政部は

周宋の2名を派遣し、統稅の徵稅開始準備作業を支援すること、かれらと協議し準備するよう希望する」として、財政部側との調整を行なうよう指示した。

これらの経過からみて、国民政府中央の釐金廢止政策と統稅新設の政治的緊張関係が、東北政務委員会レベルでどのような状況に置かれていたのか、その一端があきらかになったといえよう。国民政府からみれば、一方では地方である東北政務委員会に対し中央の政策をどのように受容させうるのかが問題となっており、その限りで徵稅機関の人事権を保持しつつ一定の妥協をはかったり、また財政部から直接人員を派遣するなどの垂直的行政統合を企図し、他方では東北政務委員会という中間的統括機構の存在をフルに利用しつつ、張学良を通じた省レベルへのコントロールを強化する課題に直面していた。もちろん、東北政務委員会は「臨時」的な組織で、やがては廢止されるとする議論が底流していたが、1930年後半期中原大戦後の政治情勢の中では、むしろ張学良の優位する立場が東北政務委員会の存続を保障するものとなっていた。その意味で、東北政務委員会が華北地域をも管轄する事態の出現こそ、国民政府にとっても自己の政治的意思を東北・華北へ浸透させるうえで、それをひとつの有効なシステムとして機能させる条件を与えることになった。すでに述べた1931年1月26日からの財政会議はその表われでもあった。

## むすび

以上、中原大戦後の東北政務委員会の歴史的位置とその役割を、行財政政策をめぐる中央政府との相互関連の中に位置づけてきた。限られた側面からではあるが、次の二点が東北・華北地域政治史の特色として浮かびあがってくるだ

ろう。

第一に、中華民国国民政府の中央政権としての形成期に占める東北政務委員会の歴史的位置は、中央集権的国民国家形成にとっての一段階を明示するものであり、政務委員会モデルともいべき政治的統合過程を生みだした。それは、単に東北四省に限定されず、華北三省二市に及ぶ政治的影響力を行使し、同時にひとつの行政単位としての機能も果すものであった。ここに、東北と華北を一体化したリージョナル・イシューの出現があった。しかも、東北地域社会のひとつの、しかし重要な原型を提供しつづけてきた華北地域社会との政治的・経済的・社会的リンクエージは、1920年代を通じた資本主義的発展を基盤として準備されたものでもあった。とくに、金融空間においては、瀋陽の現大洋票の兌換保障が天津地域の金融と密接にリンクエージしあう特徴をもっていた。ここにも日本側の東北地域切り離しという企図が歴史の現実を無視、ないし軽視するという側面を含むものであったことを証明する根拠がある。東北政務委員会はその中間的政治機構としての不安定性にもかかわらず、まさに中原大戦を経て、華北をも含む地域的政治共同体を形成しつつあった。おそらく、国民政府の政治統合モデルのひとつとしての政務委員会方式は、こうしたいくつかの地域的政治共同体の形成として構想されるものであろう。その過程こそ、ここでとりあげた垂直的行財政統合政策をめぐる中央政府との交渉過程であり、そこにはさまざまな政治

的矛盾をはらむ緊張関係があった。

第二に、東北政務委員会が、対内的には各省からのさまざまな要求を吸収する機能を果しつつ、対外的（対中央政府）には各省利害を代表する機能を果していたことである。政務委員会が中間媒介的機能をもつことによって、各省は直接的な中央政府からのコントロールを一定程度緩和することが可能であったし、中央にとっては東北・華北地域をゆるやかではあるが政治的にひとつのまとまりをもたせることが可能で、国民政府全体の政治空間に組み込むことができることとなった。そこに東北政務委員会の歴史的役割と中華民国国民政府の政治的統合における政務委員会モデルの形成が示されていた<sup>(6)</sup>。

さらに、国民政府にとってのナショナル・イシューとして、東北政務委員会の華北地域への政治的影響力の増大は今後の政治的統合の展望にある種の困難をもたらす要因であったが、同時に、東北地域社会と華北地域社会の一定程度の統合過程が展開することによって、事後的観察であるにせよ、1931年9月18日以降、日本軍の東北へ軍事的進攻と占領政策のなかで華北地域社会は、東北からの「流亡」社会集団を受け入れる基盤を形成しつつあったととらえられる。この華北への「流亡東北人」の政治的凝聚力は、やがて「抗日救亡」イデオロギーの担い手として華北政治空間にあらわれ、その後、南京の政治勢力を含む全国的政治空間に重要な役割を果たすことになる<sup>(7)</sup>。

(6) ナショナル・イシューとしての国民国家的統合過程には政治的、軍事的、外交的、経済的、社会的、イデオロギー的など諸空間における展開があるが、たとえば、中国国民党組織レベルにおける東北地域政治の包摂過程は、最も典型的な中央・地方関係における政治的矛盾を示していた。日本側の同時代的観察として、大阪経済法科大学間島史料研究会編『満州事変前夜における在間島日本総領事館文書（下）』大阪経済法科大学出版部、2006年、文書番号11337

「東三省ト国民党トノ関係」213～215ページ、など参照。なお外務省外交史料A6121-3「満蒙政況関係雑纂、国民党部関係」も参照。最近の議論として、郭正秋「易幟後蔣張在東北地方政権上の合作與争斗」（原載『理論学刊』济南、2006年5月）『復印報刊資料：中国現代史』2006年第10期、を参照。

(7) 拙稿「20世紀30年代前半期中国東北人民族主義語話辨析」『近代中国、東亜與世界』国際会議論文集、2006年8月（中国・日照）、195～204ページ。

